

民法166条1項の「権利を行使することができる時」の意義 ——神戸地方裁判所平成28年3月16日判決・ 平成25年（ワ）第975号を契機として——

弁護士、甲南大学法科大学院准教授 上原隆志

1 はじめに

本稿では、当職が原告代理人として関与した神戸地方裁判所平成28年3月16日判決・平成25年（ワ）第975号を契機として、消滅時効の原則的起算点を定めた民法166条1項の「権利を行使することができる時」の意義につき改めて検討する。

2 事案の概要

本件は、被告Y1のF造船所（以下「被告造船所」という。）の構内下請業者であった被告Y2に勤務していた亡Aの相続人である原告が、被告らに対し、亡Aが肺がん罹患して死亡したのは、被告らが安全配慮義務に違反したため、亡Aが被告造船所での勤務において石綿粉じんばく露したことが原因であるとして、債務不履行（安全配慮義務違反）ないし不法行為に基づき、損害賠償を求めた事案である。

亡Aは、昭和26年8月1日から平成3年4月30日までの約40年間、被告Y2に勤務し、被告造船所での仕事を担当していた。兵庫労働局長は、平成2年9月10日、亡Aについてじん肺管理区分を「管理3イ」とする決定を通知した。

亡Aは、平成5年4月6日、発熱、咳、痰を訴えて神戸市立西市民病院を受診したところ、同月23日、肺がんと確定診断され、同年5月23日、原発性肺がんを原因として死亡した。

亡Aの相続人は、妻である原告と、長男の2名であり、原告と長男が、亡Aの遺産を法定相続分に従っ

て相続した。

原告は、平成18年3月28日、石綿健康被害救済法による特別遺族年金支給請求を行い、同年6月22日、支給決定を受けた。

原告は、平成25年5月15日、本件訴訟を提起した。本件の争点は、石綿粉じんばく露と肺がん死との間の相当因果関係の有無、被告らの安全配慮義務違反の存否、亡Aと原告に生じた損害及びその金額、消滅時効の成否及び除斥期間の経過の有無等、多岐にわたるが、その一つが、安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権の消滅時効の成否である。

被告らは、安全配慮義務違反による損害賠償請求権の消滅時効期間は民法167条1項により10年であって、その進行は、同法166条1項により同損害賠償請求権を行使し得る時から進行するところ、一般に、安全配慮義務違反による損害賠償請求権は、その損害が発生した時に成立し、同時にその権利を行使することが法律上可能となるから、亡Aが死亡したことによる損害賠償請求権の消滅時効は、亡Aが死亡した平成5年5月23日から進行を開始し、平成15年5月23日の経過により完成しているなどと主張して争っていた。

3 判旨

本判決は、以下のように判示し、被告らの消滅時効の抗弁を排斥し、原告の請求を一部認容した。

「民法166条1項の『権利を行使することができる時』とは、単にその権利の行使につき法律上の障

民法166条1項の「権利を行使することができる時」の意義
神戸地方裁判所平成28年3月16日判決・平成25年（ワ）第975号を契機として

害がないというだけではなく、権利の性質上、その権利行使が現実に期待できるものであることを必要と解するのが相当である（最高裁昭和45年7月15日大法廷判決・民集24巻7号771頁参照。以下「昭和45年先判例」という。）。これを安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権についてみると、同請求権は、権利が発生したときから債権者においてその請求を行うことができることから、一般には、その権利が発生した時、すなわち債務者に安全配慮義務違反の事実が認められ、これにより権利者に損害が発生したと認められる時から権利の行使が可能な権利であると認められるものの、前提事実(3)イのとおり当該安全配慮義務違反と相当因果関係が認められる疾病の中には石綿関連疾患のように、その潜伏期間が40年に及ぶことがあるほど長く、石綿粉じんばく露から相当長期間経過後に症状が発症するものもあり、とりわけ肺がんのように石綿を原因とする特異的な疾患ではなく、誰しもが罹患し得るがんの場合は、事後的・客観的にみて相当因果関係のある疾患に罹っていたことが判明したとしても、その段階（発症時点）では当該疾患と相当因果関係が認められる原因を具体的に把握することが困難あるいはおよそ不可能な場合も考えられ、このような場合には権利が発生したとしても、その権利行使を現実に期待できるものとはいえない。そうすると肺がんに関する安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権の権利行使が現実に期待できるのは、石綿粉じんばく露との相当因果関係について漠然とではなく具体的に認識可能な状態が発生した時点であり、その時から消滅時効は進行するものというべきである。」

「被告Y2は、上記第2の4(5)に記載のとおり、『安全配慮義務違反による損害賠償請求権は、その損害が発生した時に成立し、同時にその権利を行使することが法律上可能となるから、消滅時効の起算日は亡Aの死亡日である平成5年5月23日である』（傍点の付記は当裁判所）旨主張する。しかし、文言上はもとより消滅時効の制度が『権利の上に眠る者を

保護しない』ということを存在理由の大きな要素としていることからみても、昭和45年先判例は当然の理を展開するものであって（最高裁判所判例解説民事篇昭和45年度（下）635頁参照）、同最高裁判決で問題とされた供託金取戻請求権の消滅時効に限らず、安全配慮義務に基づく損害賠償請求権にも妥当するものと解されるところ、被告Y2は、権利行使が法律上可能となった時点を主張するだけで、その権利行使を現実に期待できる時点については特に主張していないものといわざるを得ない。したがって、被告Y2の上記消滅時効の主張は、その起算点についての確な主張を欠いており、これを採用することはできない。」

「被告Y1は、上記予備的主張として、『仮に原告の認識を基準として権利行使が可能となった時点から消滅時効の進行が開始すると解したとしても、原告は、亡Aが死亡した平成5年の時点で、既に亡Aの肺がんの原因が石綿ばく露によるもので、亡Aがその石綿にばく露したのは被告らの責任であると認識し、被告らに対し亡Aの肺がん罹患についての責任を追及したいと考えていたのであるから、遅くとも平成5年末の時点で消滅時効は進行を開始していたものというべきである』旨主張し、原告も、その尋問において、要旨『亡Aが平成5年に肺がんで死亡した時点で、亡Aが元々は体が丈夫であったことや、Y2以外に勤めたことがなかったことなどから、亡Aの死亡の原因は被告Y2に勤めていた際の石綿が原因ではないかと思ったことがあり、同時に被告らに対し責任を取ってもらいたいと思っていたが、息子に対し、被告らに責任を取ってもらいたいことを話した際、亡Aの弟などの親族が被告Y2で仕事をしていたことから、そのようなことを言わないように止められたことがあった。』旨の供述をしている（原告本人・6、7頁）。

確かに、被告Y1の上記主張及びこれを裏付ける原告の上記供述を採用すると原告は、亡Aの死亡当時から被告造船所における石綿粉じんばく露が肺がん発症の原因であったことを具体的に認識可能な状

態にあったといえなくもない。

(b) そこで原告の上記供述の採否につき検討するに、確かに原告の上記供述は、被告Y1の代理人の反対尋問に対するものであって、原告にとっては一種の不利益な供述に当たるものであるところ、〈1〉亡Aは、被告造船所で勤務していた当時、職場から、畳ほどの大きさや約40cm四方の大きさの石綿を持って帰ることがあり、原告はその石綿をお好み焼きを作る際などに使用していたこと(原告本人)、〈2〉昭和33年頃には、石綿が石綿肺等の疾患を引き起こす危険性があることや、労基署による調査が行われ、対策が求められていること等について新聞等で報道され、昭和45年頃には石綿作業で肺がんが発生し、日本でも死亡者が出ていることが報道されるようになったこと(甲B22ないし32、原告本人)、〈3〉認定事実(3)イのとおり亡Aは、平成2年9月10日、じん肺法13条2項の規定によるじん肺管理区分が管理3イであり、じん肺健康診断の結果、X線写真の像はPR2、肺機能の障害はないとするじん肺管理区分決定を受けたことが認められ、これらの事情に照らすと、平成5年5月に亡Aが死亡した時点において原告は、亡Aの肺がん発症の原因が被告造船所における石綿粉じんばく露にあるのではないかと認識していたとしても格別不自然ではないようにもみえる。

しかし、〈a〉亡Aが罹患した肺がんは、石綿粉じんばく露との因果的関連性について医学的知見が成立していたとしても、中皮腫のように石綿を原因とする特異的な疾患ではなく、他に有力なものを含め幾つかの原因が考えられ、その原因を有する者であれば誰でもが罹り得る種類の癌であって、現に、亡Aの主治医も、『平成5年当時、石綿(アスベスト)による悪性腫瘍といえれば中皮腫を念頭に置くのが一般的であり、「アスベストによる肺がん」は意識していなかった』と述べていること(認定事実(3)ウ及び同(5)ア(エ))、そして〈b〉喫煙は肺がん発症の1つの大きな要因であるところ、亡Aは18、9歳頃から死亡する5年前に禁煙するまでの間

(約40年間)、1日15本から20本のたばこを吸っていた喫煙歴があり(認定事実(3)ア及びウ、同(5)ウ(ウ))、このことを妻である原告は十分に認識していたこと(弁論の全趣旨)、〈c〉亡Aは、じん肺管理区分3イの決定を受けていたものの、石綿粉じんばく露業務に就いていたのは昭和50年頃までである上、肺機能にも格別障害はないとの診断であって(認定事実(3)イ)、平成5年4月6日、発熱、咳等を訴えI病院を受診するまで肺がんの発症を推知させる症状が現われていた形跡はうかがわれないこと、〈d〉原告は、平成18年3月28日、石綿健康被害救済法による特別遺族年金の支給請求を行い、同年6月22日に支給決定を受けた(前提事実(1)ウ(ウ)) ことにより、被告造船所での石綿粉じんばく露と亡Aの肺がん発症との因果的関連性がある程度明らかになったにもかかわらず、平成23年11月に至るまで被告らの民事責任を追及するための行動に出ていないこと(弁論の全趣旨)などの各事情に照らすと原告において亡Aの肺がん発症の原因が石綿粉じんばく露にあることを具体的に認識可能な状態に至ったことがあったとしても、それが亡Aの死亡した日ないしはその直後であったとする点については大きな疑問を抱かざるを得ない。

確かに、原告の上記供述は、被告Y1の代理人の反対尋問に対するものであって、一見いわゆる不利益陳述として信用性が高いようにもみえる。しかし原告は高齢(尋問時89歳)であるだけでなく、アルツハイマー型認知症に罹患しており、主治医の診断書(甲C3)によると原告は、平成27年7月の時点で、認知症は進行しており、〈ア〉会話の1分後には会話の内容を忘れている、〈イ〉食事の1分後には何を食べたか忘れている、〈ウ〉孫と息子を育てた時期を間違うといった認知症特有の症状が現われていたことに加え、その本人尋問においても石綿健康被害救済法による特別遺族年金の支給決定があつてから既に9年余りが経過しているにもかかわらず1年程度しか経過していないなどと誤った供述を行い、訂正を促されても容易にその誤りに気づか

ず、遂にこれを訂正することができなかったこと(原告本人・8頁)などに照らすと、原告の記憶、判断能力等は相当大きく低下していたものというべきである。そうだとすると原告は、その尋問においても容易く相手方代理人の誘導に乗って事実とは異なる供述をしてしまう危険性を抱えていたものと認められることに加え、上記〈a〉ないし〈d〉において指摘した事情に照らすと原告の上記供述(とりわけ石綿粉じんばく露が肺がん発症の原因であることを知った時期に関するもの)の証拠価値(信用性)は、上記〈1〉ないし〈3〉の各事実を併せ考慮したとしても低いものといわざるを得ない。

以上によれば原告の上記供述は、これをそのまま採用することはできず、また、上記〈1〉ないし〈3〉の各事実だけでは原告の上記主張事実を推認することは難しく、他に、平成5年5月の時点で原告において亡Aの肺がん発症が石綿粉じんばく露によるものであることを具体的に認識し得る状況が生じていたことを認めるに足りる証拠はない。」

4 問題の所在

本件において、原告は、被告らの安全配慮義務違反の結果、亡Aが石綿粉じんに暴露したことにより肺がん罹患して死亡したとして、安全配慮義務違反を理由とする損害賠償を求めている。使用者の安全配慮義務違反による被用者の死亡による損害賠償請求権は、被用者である亡Aが死亡した時(平成5年5月23日)に発生したものと解さざるを得ない。また、被害者亡Aの死亡時において、この損害賠償請求権を行使するための法律上の障害は存在しない。そこで、民法166条1項の「権利を行使することができる時」について、法律上の障害がない時を指すと解すると、亡A死亡時から消滅時効の時効期間が進行を開始することになり、平成15年5月23

日の経過により消滅時効が完成することになる。

他方で、石綿を原因とする肺がんは、その潜伏期間が極めて長期間(本判決の認定によれば40年)にわたること、非特異的疾患であることといった特殊性があることから、損害賠償請求権の発生時点においては、その権利を行使することが現実的に期待できない場合がある。このような場合にその損害賠償請求権の消滅時効の起算点をどのように考えるべきかが問題となる。

5 学説・判例の動向

(1) 学説

民法166条1項の「権利を行使することができる時」の意義について、学説は以下の2説に大別される¹⁾。

ア 法的可能性説

「権利を行使することができる時」とは、権利を行使するのに法律上の障害がなくなった時であり、権利行使に事実上の障害があることは消滅時効の時効期間の進行に影響を与えないとする説²⁾である。この説の根拠は次の①ないし③である。①権利の行使が現実的に可能だったかどうかを問題とすると、具体的な事情に応じて起算点が異なることになり、法律関係が不安定となる。②時効期間の間に権利の発生を知らなかった者は、権利の上に眠っていたと非難されてもやむを得ない。③民法上、権利者が一定の事実を知った時を起算点とすべき場合については、例外規定(426条、724条、884条)が定められている。

イ 現実的期待可能性説

「権利を行使することができる時」とは、権利を行使することが現実に期待できた時を指すとする説³⁾である。これは、法的に権利が発生していたかどうかは、裁判所ではじめて明らかになる場合も少

1) 学説の整理につき山本敬三『民法講義I総則(第3版)』562～564頁

2) 我妻・有泉『コンメンタール民法(第2版追補版)』320頁等

3) 山本敬三『民法講義I総則(第3版)』564頁

なくないところ、そうした判断を権利者に負担させるのは不当であるとの考慮に基づく。

(2) 判例

ア 大審院昭和12年9月7日民集16巻1435頁

大判昭和12年9月7日民集16巻1435頁は、民法166条1項の「権利を行使することを得る時」とは、法律上これを行行使し得べき時を意味し、事実上これを行行使し得るや否は何ら関係なきものと解すべきと判示し、不当利得返還請求権の消滅時効は、権利発生時から進行するとしている。

イ 最高裁昭和45年7月15日判決民集24巻7号771頁

本判決も引用する最高裁昭和45年7月15日大法廷判決民集24巻7号771頁（以下「昭和45年判決」という。）は、民法166条1項の「権利を行使することができる時」の意義につき、「単にその権利の行使につき法律上の障害がないというだけではなく、さらに権利の性質上、その権利行使が現実期待のできるものであることをも必要と解するのが相当である」と判示し、受領拒絶を理由とする供託物取戻請求権の消滅時効は、供託した時ではなく、供託の基礎となった債務の不存在が確定するなど供託者が免責の効果を受ける必要が消滅したときから進行するとしている。

ウ 最高裁昭和49年12月20日判決民集28巻10号2072頁

最高裁昭和49年12月20日第2小法廷判決民集28巻10号2072頁（以下「昭和49年判決」という。）は、「消滅時効は、権利者において権利を行使することができる時から進行するのであるが、消滅時効の制度の趣旨が、一定期間継続した権利不行使の状態という客観的な事実に基づいて権利を消滅させ、もつて法律関係の安定を図るにあることに鑑みると、右の権利を行使することができることは、権利を行行使し得る期限の未到来とか、条件の未成就のような権利行使についての法律上の障害がない状態をさすものと解すべきである」と判示し、準禁治産者である請

求権者が保佐人の同意を得られないため訴えを提起できないとしても、それは権利の行使に事実上の障害があるにすぎず、法律上の障害があるとは言えないから、その権利について消滅時効が進行するとしている。

エ 最高裁平成6年2月22日判決民集48巻2号441頁

最高裁平成6年2月22日判決民集48巻2号441頁（以下「平成6年判決」という。）は、「雇用者の安全配慮義務違反によりじん肺に罹患したことを理由とする損害賠償請求権の消滅時効は、最終の行政上の決定を受けた時から進行するものと解するのが相当である」と判示している。

オ 最高裁平成8年3月5日判決民集50巻3号383頁

自動車損害賠償保障法72条1項前段による政府に対するてん補請求権の消滅時効につき、昭和45年判決を引用し、ある者が交通事故の加害自動車の保有者であるか否かをめぐって、上記の者と当該交通事故の被害者との間で同法3条による損害賠償請求権の存否が争われている場合においては、上記損害賠償請求権が存在しないことが確定した時から進行すると判示している。

カ 最高裁平成13年11月27日判決民集55巻6号1334頁

昭和45年判決を引用の上、弁済供託における供託金取戻請求権の消滅時効は、過失なくして債権者を確知することができないことを原因とする弁済供託の場合を含め、供託者が免責の効果を受ける必要が消滅した時から進行すると判示している。

キ 最高裁平成15年12月11日判決民集57巻11号2196頁

生命保険契約において被保険者の死亡の日の翌日を死亡保険金請求権の消滅時効の起算点とする旨を定めている保険約款の解釈について、民法166条1項が適用されるとし、昭和45年判決を引用した上で、「本件約款が本件消滅時効の起算点について上記のように定めているのは、本件各保険契約に基づく保険金請求権は、支払事由（被保険者の死亡）が発生すれば、通常、その時からの権利行使が期待で

きると解されることによるものであって、当時の客観的状況等に照らし、その時からの権利行使が現実に期待できないような特段の事情の存する場合についてまでも、上記支払事由発生の時をもって本件消滅時効の起算点とする趣旨ではないと解するのが相当である。そして、本件約款は、このような特段の事情の存する場合には、その権利行使が現実に期待することができるようになった時以降において消滅時効が進行する趣旨と解すべきである」とし、被保険者が自動車を運転して外出したまま帰宅せず、その行方、消息については何の手掛かりもなく、その生死も不明であったが、行方不明になってから3年以上経過してから、峠の展望台の下方約120メートルの雑木林の中で、自動車と共に白骨化した遺体となって発見されたなど判示の事実関係の下では、保険金請求権の消滅時効は、被保険者の遺体が発見されるまでの間は進行しないとしている。なお、同判決の調査官解説は、大審院以降の判例を通観した上で、「判例は、民法166条1項の『権利ヲ行使スルコトヲ得ル時』については、事案に応じて、柔軟に解釈して、権利を行使できないのに時効が進行するという不都合が生じないようにしてきたものと言うことができる」とする⁴⁾。

ク 安全配慮義務違反による損害賠償請求権の消滅時効の起算点

最高裁平成16年4月27日第3小法廷判決集民214号119頁（以下「平成16年判決」という。）は、「雇用の安全配慮義務違反によりじん肺にかかったことを理由とする損害賠償請求権の消滅時効は、じん肺法所定の管理区分についての最終の行政上の決定を受けた時から進行すると解すべきであるが（最高裁平成元年（オ）第1667号同6年2月22日第三小法廷判決・民集48巻2号441頁）、じん肺によって

死亡した場合の損害については、死亡の時から損害賠償請求権の消滅時効が進行すると解するのが相当である」と判示している⁵⁾。

ケ 下級審裁判例

石綿ばく露によって死亡した場合の安全配慮義務違反による損害賠償請求権の消滅時効が争われた下級審裁判としては以下のものが存在するが、いずれも消滅時効の起算点を被用者死亡時とし、消滅時効が完成していると判断している。なお、これらのうち、②判決は、昭和45年判決について、供託金取戻請求権の特殊性に照らし、事実上の障害も時効の進行を妨げると説示したものと解されるのであって、同判決の射程には限界があり、同判決の趣旨を安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権に及ぼすことはできないとする。

- ① さいたま地裁平成23年1月21日判決（判例タイムズ1362号131頁）
- ② 横浜地裁平成23年4月28日判決（労経速2111号3頁）
- ③ 岡山地裁平成25年4月16日判決（労働判例1078号20頁）
- ④ 東京地裁平成25年9月25日判決（判例秘書掲載）

6 検討

(1) 判例相互の関係

民法166条1項の「権利を行使することができる時」の意義に関する判例は、大別すると2系統に分類することができる。すなわち、第1の系統は、民法166条1項の「権利を行使することができる」時とは、法律上の障害がない時を指し、事実上の障害は、消滅時効の起算点に影響を与えないとする大審

4) 最高裁判所判例解説民事篇平成15年度790頁

5) 同判決において、最高裁は、直接は民法166条1項について言及していない。しかし、その原審である福岡高裁平成13年7月19日判決判タ1077号72頁は、「雇用契約の付随義務としての安全配慮義務の不履行に基づく損害賠償請求権の消滅時効期間は、民法167条1項により10年と解され（最高裁昭和48年（オ）第383号 同50年2月25日第三小法廷判決・民集29巻2号143頁参照）、この10年の消滅時効は、同法166条1項により、上記損害賠償請求権を行使し得る時から進行するものと解される」と判示していることからすると、最高裁も民法166条1項の適用があることを前提として判示していると解することができる。

院判例・昭和49年判決の立場である。

他方、第2の系統は、民法166条1項の「権利を行使することができる」時とは、「単にその権利の行使につき法律上の障害がないというだけではなく、さらに権利の性質上、その権利行使が現実に期待のできるものであることをも必要」とする昭和45年判決の立場である。

これらの2系統の判例は一見矛盾し、統一的整合的な理解は困難であるようにも思われる。例えば、山本敬三『民法講義I総則（第3版）』563頁は、民法166条1項の権利を行使することができる時の意味につき、判例の立場は、「権利を行使することに対する法律上の障害がなくなった時のことである」とし、法的可能性説として整理しつつ、その脚注6において昭和45年判決や、最高裁平成15年12月11日判決民集57巻11号2196頁を引用しているが、同書では、昭和45年判決は、供託の特殊性に基づく例外と理解することも可能であるとの説明がなされているに留まり、判例の立場について、統一的な説明はなされていない。

(2) 昭和49年判決の位置付け

もっとも、昭和49年判決が、民法166条1項の「権利行使することができる時」の意義につき一般論を述べたかのように読める部分はあくまで傍論にすぎず、民法166条1項の解釈に関する先例としての価値は乏しいと考えられる。

昭和49年判決の事案は以下のようなものである。すなわち、準禁治産者であつた原告（控訴人・上诉人）が、精神衛生法によって昭和33年強制入院させられたが、上記入院手続に違法な点（保護義務者の同意を欠いた）があつたため、人身保護法により昭和36年2月6日に拘束を解かれた後、昭和46年2月になって、上記入院による拘束が病院の理事長及び院長の共同不法行為であるとし、同人らに対し損害賠償を求めて訴えを提起したところ、被告らが、最終の不法行為日すなわち原告の強制入院が解除された昭和36年2月6日当時、原告は不法行為に

よる損害及び加害者を知っていたから同日から3年を経過したことにより損害賠償請求は時効により消滅したとして消滅時効を援用した。これに対し、原告は、昭和30年8月に準禁治産宣告を受けたので、保佐人の同意なく訴えの提起ができなかったところ、昭和46年2月4日になって初めて、保佐人の同意を得られたので、消滅時効期間の起算日は昭和46年2月4日であると主張した。

以上の事案からもわかるとおり、昭和49年判決の争点は、準禁治産者が訴えの提起に保佐人の同意を得られない場合に消滅時効が進行するか否かという点であり、かかる争点に対し、同判決は、準禁治産者である権利者が保佐人の同意を得られないため訴えを提起できない場合でも、その権利についての消滅時効の進行は妨げられないと判断したにすぎず（民集の判決要旨もそのように記載されている）、同判決が民法166条1項の「権利行使することができる時」の意義につき一般論を述べたかのように読める部分はあくまで傍論にすぎない。昭和49年判決の原告は、不法行為に基づく損害賠償請求を訴訟物として選択しているところ、その消滅時効の起算点に関する適用されるべき条文は民法166条1項ではなく、被害者が「損害及び加害者を知った時から3年」の消滅時効を定める同法724条前段であり、しかも当該原告は、加害行為終了の時点から損害及び加害者を現実に認識していたのであるから、当然に不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効が完成している事案であつた。また、仮に、当該原告の請求に民法166条1項の適用があると考えたとしても、原告が権利の存在を認識しており、権利の性質上、その権利行使が現実に期待可能であつたから、当然に消滅時効の完成が認められる事案であつた。しかも、同判決の調査官解説は、この事案では、債権者は、裁判所の職権発動を促して保佐人を解任するという手段もあつたし、あるいはそもそも時効を中断させるための保存行為としての訴え提起は、被保佐人単独で可能であるから、時効期間の進行開始を認めてもその権利保護に欠けるところがないことを指

摘している。

(3) 昭和45年判決の位置付け

昭和45年判決に対しては、平成6年判決の調査官解説において、「供託金取戻請求権に特有の障害であるので、この判例の射程距離には限界があり、その趣旨を安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求に及ぼすことはできない」との指摘がなされている⁶⁾。

もっとも、昭和45年判決が一般的な説示として「単にその権利の行使につき法律上の障害がないというだけではなく、さらに権利の性質上、その権利行使が現実に期待のできるものであることをも必要」と述べていることを考えると⁷⁾、平成6年判決の調査官解説が昭和45年判決の射程を限定していることには疑問を覚える。

最高裁は、消滅時効の起算点の判断にあたり、原則として、権利の性質上、権利行使が現実的に期待できるかどうかを考慮しており、法律上の障害・事実上の障害の有無により消滅時効の起算点を判断するという大審院判例・昭和49年判決は、権利の性質上、その権利行使が現実に期待のできるものであるかどうかを問題にするまでもない事案と位置付けることも可能であるとの指摘がある⁸⁾。

(4) 平成6年判決

ア 平成6年判決の要旨

前記のとおり平成6年判決は、「雇用者の安全配慮義務違反によりじん肺に罹患したことを理由とする損害賠償請求権の消滅時効は、最終の行政上の決定を受けた時から進行するものと解するのが相当である」と判示している。

イ じん肺の特殊性

平成6年判決が、上記結論に至る理由において重視しているのはじん肺の特殊性である。すなわち、平成6年判決は、じん肺が、肺内に粉じんが存在する限り、粉じんの量に対応する形で進行する特異な進行性の疾患であり、しかも、その進行の有無、程度、速度が患者によって多様であることを指摘した上で、「管理二、管理三、管理四と順次行政上の決定を受けた場合には、事後的にみると一個の損害賠償請求権の範囲が量的に拡大したにすぎないようにみえるものの、このような過程の中の特定の時点の病状をとらえるならば、その病状が今後どの程度まで進行するのかはもとより、進行しているのか、固定しているのかすらも、現在の医学では確定することができないのであって、管理二の行政上の決定を受けた時点で、管理三又は管理四に相当する病状に基づく各損害の賠償を求めることはもとより不可能である」とし、「以上のようなじん肺の病変の特質にかんがみると、管理二、管理三、管理四の各行政上の決定に相当する病状に基づく各損害には、質的に異なるものがあるといわざるを得ず、したがって、重い決定に相当する病状に基づく損害は、その決定を受けた時に発生し、その時点からその損害賠償請求権を行使することが法律上可能となるものというべきであり、最初の軽い行政上の決定を受けた時点で、その後の重い決定に相当する病状に基づく損害を含む全損害が発生していたとみることは、じん肺という疾病の実態に反するものとして是認し得ない」としている。

ウ 平成6年判決と昭和45年判決との関係

平成6年判決は、「雇用契約上の付随義務としての安全配慮義務の不履行に基づく損害賠償請求権の消滅時効期間は、民法一六七条一項により一〇年と

6) 最高裁判所調査官解説民事篇平成6年度237頁

7) 昭和45年判決の最高裁判所調査官解説は「本判決は、民法166条の『権利を行使することを得る』とは、法律上の障害がないというだけでなく、権利の性質上その行使が現実に期待できることを要すると解しているが、このような考え方は、右規定の文理上も、消滅時効制度の趣旨からも、当然であろう」（最高裁判所判例解説民事篇昭和45年度635頁）と述べており、当該判示が、民法166条1項についての一般的な解釈論として妥当することを明らかにしている。

8) 酒井廣幸『[新版] 続 時効の管理』99～100頁

解され（最高裁昭和四八年（オ）第三八三号同五〇年二月二五日第三小法廷判決・民集二九卷二号一四三頁参照）、右一〇年の消滅時効は、同法一六六条一項により、右損害賠償請求権を行使し得る時から進行するものと解される」として、雇用契約上の付随義務としての安全配慮義務違反による損害賠償請求権の消滅時効の起算点についても民法166条1項の適用があることを確認しながら、昭和45年判決を引用していない。これは、平成6年判決が、じん肺の特殊性を考慮し、最終の行政上の決定があるまでは、当該決定に相当する病状に基づく損害がそもそも発生していないと考えることで、いわば損害の発生時期を繰り延べる構成を採用しているためである⁹⁾。最終の行政上の決定があつて初めて損害が発生すると考えると、当該決定があつて初めて損害賠償請求権が法律上行使可能となると考えることになるため、さらに進んで「権利の性質上、その権利行使が現実に期待のできるものである」かどうかという昭和45年判決のメルクマールを適用するまでもなく、時効の起算点を繰り延べることが可能となるからである。

エ 平成6年判決の射程（被害者死亡時の位置付け）

平成6年判決は、じん肺訴訟において極めて重要な役割を果たす先例と位置付けられているが、じん肺を原因とする死亡がどのように位置付けられるかについては、明示しておらず、この点についての判断は後行する平成16年判決によることになる¹⁰⁾。いずれにせよ、本件では、亡Aは、平成2年9月に「じん肺管理区分3」の決定を受けた後、平成5年5月に「肺がん」で死亡しており、しかも死亡時には、肺がん発症の原因が不明であった（肺がんが石綿ばく露に起因することが認定されたのは、平成18年6月の石綿健康被害救済法による特別遺族年金支給決定を待たねばならなかった）という点で、平成6年判決の射程がそのままストレートに及ぶ場面ではな

いと言える。

(5) 平成16年判決

ア 判決要旨

平成16年判決は、平成6年判決を引用した上で、要旨、雇用者の安全配慮義務違反によりり患したじん肺によって死亡したことを理由とする損害賠償請求権の消滅時効は、死亡の時から進行すると判示している。

イ 平成16年判決の位置付け

平成16年判決は、上記の結論に至るその理由として、じん肺により死亡した者が、生前「じん肺法所定の管理区分についての行政上の決定を受けている場合であっても、その後、じん肺を原因として死亡するか否か、その蓋然性は医学的にみて不明である上、その損害は、管理二～四に相当する病状に基づく各損害とは質的に異なるものと解される」ことを挙げる。

上記の理由付けからも明らかなように、平成16年判決は、平成6年判決が最終の行政上の決定時を消滅時効の起算点とした理由付けと基本的に同旨であり、平成6年判決の延長線上にあるものと位置付けられている¹¹⁾。すなわち、平成16年判決は、消滅時効の起算点を定めるにあたり、従前の行政決定に相当する病状に基づく損害と、死亡による損害とを区別し、死亡を理由とする損害賠償請求権は、死亡時に初めて発生し、その時点において法律上権利行使が可能となると考えることで、損害の発生時を繰り延べるアプローチを採用している。

(6) 平成6年判決及び平成16年判決の限界

以上で見てきたとおり、民法166条1項の「権利を行使することができる時」の意義につき、判例は、「法律上の障害がない時を指し、事実上の障害は、消滅時効の起算点に影響を与えない」とする大審院

9) 最高裁判所調査官解説民事篇平成6年度242頁以下、山本敬三『民法講義I総則（第3版）』570頁以下

10) 判タ1152号129頁

11) 判タ1152号129頁

判例・昭和49年判決の立場と、「単にその権利の行使につき法律上の障害がないというだけではなく、さらに権利の性質上、その権利行使が現実に期待のできるものであることをも必要」とする昭和45年判決の立場とに大別することができる。そして、判例は、じん肺罹患による死傷事案における安全配慮義務違反を理由とする損害賠償請求権の消滅時効の起算点について、民法166条1項を適用しつつ、上記2系統のいずれの判例も明示的には引用することなく、損害の発生を繰り延べることで、起算点を後ろにずらして消滅時効の完成を否定し、権利救済を図るというアプローチを採用している。

もっとも、かかる判例のアプローチによっても、権利救済の観点からは、一定の限界があると言わざるを得ない。すなわち、損害の発生を繰り延べるアプローチによれば、死亡を理由とする損害賠償請求については、死亡時に客観的に損害が発生し、その時点において、法律上、権利行使が可能となるため、死亡時に降に消滅時効の起算点を繰り延べることはできない。最高裁も、一般論の形ではあるが、平成6年判決が「一般に、安全配慮義務違反による損害賠償請求権は、その損害が発生した時に成立し、同時にその権利を行使することが法律上可能となる」として、損害が発生した時点から法律上権利行使が可能であることを述べている。

確かに、死亡時に死亡の原因が客観的に明らかになっているのであれば、権利行使に障害はないため、死亡時点から消滅時効の進行を認めても、権利救済の観点からは問題はないと言えよう。しかしながら、死亡時に被害者死亡という損害についての損害賠償請求権の責任原因がおよそ不明である場合には、法律上権利行使が可能であるとしても、権利の性質上、その権利の行使を現実には期待することができない。かかる場合にまで、消滅時効の進行を認めることは、権利救済の観点からは問題がある。

本件では、亡Aは、生前に「じん肺」による行政決定を受けてはいたものの、死亡原因は、じん肺ではなく肺がんであった。肺がんは、石綿ばく露以外

にも喫煙をはじめ多くの発症原因が存在する非特異的疾患である。さらに、本件では、亡Aの死亡時には、亡Aの主治医も亡Aの肺がんの原因が石綿ばく露によるものであるとは認識していなかったという事情が存在していた。これらの事情を考慮すると、亡A死亡時には、原告のみならず、一般的にみても、被告らに対する損害賠償請求は想起し得ないと言ふべきであるから、その権利の性質上、権利行使を現実には期待することができないと言ふことができる。

また、平成6年判決及び平成16年判決の原審も、「一般に、安全配慮義務違反による損害賠償請求権は、その損害が発生した時に成立し、同時にその権利を行使することが法律上可能となる」（傍点引用者）と判示しているにすぎず、安全配慮義務違反による損害賠償請求権の消滅時効の起算点につき、例外の余地があることを認めていると見ることも可能である。最高裁が、安全配慮義務違反による被用者死亡を理由とする損害賠償請求権につき一律に死亡時から消滅時効が進行するとの立場を採用しているとするのは早計であると思われる。

7 本判決の位置付け

本判決は、民法166条1項の「権利を行使することができる時」の意義につき、昭和45年判決を引用し、「単にその権利の行使につき法律上の障害がないというだけではなく、権利の性質上、その権利行使が現実に期待できるものであることを必要と解するのが相当である」と判示した上で、潜伏期間が極めて長期にわたるという石綿関連疾患の特殊性や、非特異的疾患である石綿肺がんの特殊性といった本件損害賠償請求権の権利の性質を考慮し、「肺がんに関する安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権の権利行使が現実に期待できるのは、石綿粉じんばく露との相当因果関係について漠然とではなく具体的に認識可能な状態が発生した時点であり、その時から消滅時効は進行する」としたものであ

る¹²⁾。

本判決は、前掲の下級審裁判例と異なり、権利の発生原因事実に至りまで踏み込んで、権利行使が現実的に期待できるかどうかを考慮している点に特徴があり、この点についての本判決の判断は積極的に評価することができる。

なお、本判決に対しては、原告被告双方が控訴し、大阪高等裁判所にて控訴審の審理がなされたが、控訴審の判決を得ることなく訴訟は終了している。訴訟の帰趨については、守秘義務があるため、詳細を明らかにすることは差し控えざるを得ないが、いずれにせよ、本判決は、被用者が石綿粉じんばく露により肺がんを発症して死亡した事案において、死亡時から10年以上が経過しているにもかかわらず、安全配慮義務違反による損害賠償請求権の消滅時効の完成を認めなかった（おそらく唯一の）判決として意義を有する。

12) 現在、国会審議中の債権法改正案では、債権の消滅時効について「権利を行使することができる時」（166条1項）から10年（167条1項）という現行法のルールを改め、新たに「債権者が権利を行使することができることを知った時から5年」（改正法案166条1項1号）又は「権利を行使することができる時から10年」（同法案同条同項2号）のいずれか早い方で時効期間が完成するというルールを採用することが予定されている。もっとも、かかる改正は、現行民法166条1項における法的可能性説と現実的期待可能性説との対立に決着をつけるものではなく、今後は、改正法案166条1項2号「権利を行使することができる時」の解釈に委ねられているとされている（潮見佳男『民法（債権関係）改正法案の概要』42頁参照）。